

○西紋別地区環境衛生施設組合職員の給与に関する 条例等の特例に関する条例

〔昭和 55 年 12 月 12 日〕
〔 条 例 第 5 号 〕

改正 昭和63年 8月27日 条例第3号

平成元年12月22日 条例第4号

(特別寒冷地手当)

第1条 西紋別地区環境衛生施設組合職員の給与に関する条例(昭和50年西紋別地区環境衛生施設組合条例第5号。以下「給与条例」という。)に基づき職員に対して支給する各種手当の他に当分の間職員に特別寒冷地手当を支給する。

第2条 特別寒冷地手当は、毎年8月末日(以下「基準日」という。)に在職し乗じ勤務に服する職員に支給する。ただし組合費支弁の燃料を使用する職員に対してはこの限りではない。

2 特別寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じた次の表に掲げる額とする。ただし、この規程に基づいて支給される寒冷地手当の合計額が給与条例第19号の第4項の規定による最高限度額に54,700円を加えた額を超えることとなる職員に対し支給する特別寒冷地手当の額は、その超える分に相当する額を控除した額とする。

世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
円	円	円
74,700	49,800	24,900

第3条 特別寒冷地手当の支給日は、給与条例に基づく寒冷地手当の支給日に関する規定を準用する。

第4条 基準日において、給与条例第20条第1項から第3項までの規定に該当する休職中の職員に対する特別寒冷地手当の支給については同項の規定を準用する。

(雑則)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は組合長が別に定める。

附則

(施行期日等)

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年8月30日から適用する。

附則（昭和 63 年 8 月 27 日条例第 3 号）

改正 平成元年 12 月 22 日条例第 4 号

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第 2 条第 2 項の表の特別寒冷地手当の額を 4 で除しその額を昭和 63 年度より毎年減額するものとする。
- 3 第 2 条第 2 項の特別寒冷地手当の額がなくなった時に本条例は廃止する。
- 4 附則第 2 項の規定については、平成 2 年度に限り扶養親族のある職員は 38,800 円、扶養親族のない職員は 25,900 円、その他の職員は 12,900 円を加算して支給するものとする。

附則（平成元年 12 月 22 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。